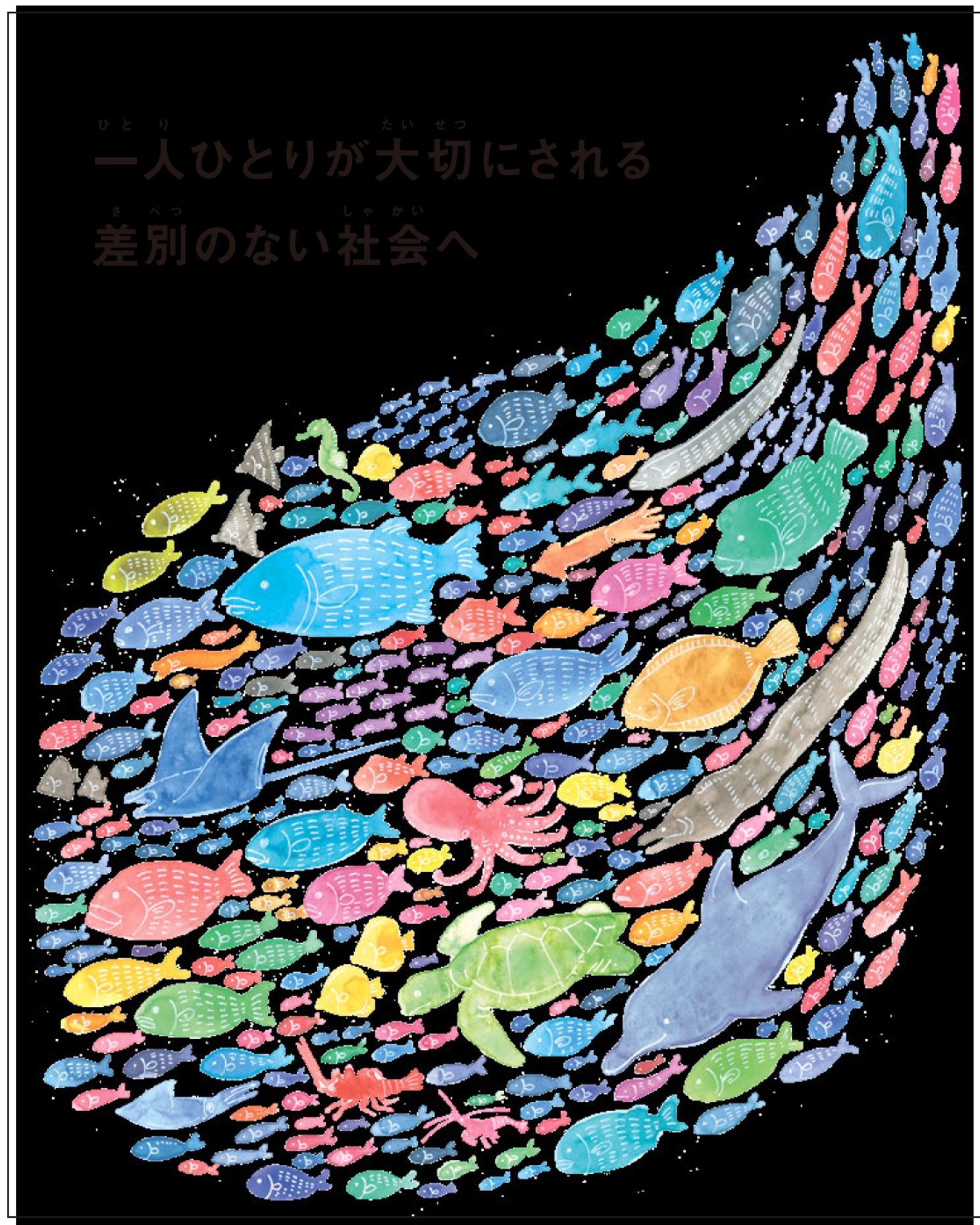


11月11日~12月10日は『差別をなくす強調月間』です



▲平成29年度 人権啓発ポスター「一人ひとりが大切にされる 差別のない社会へ」
 さまざまな個性を持つ私たちが色とりどりの魚にたとえ、差別のない社会へと向かう個々の意志を群れ泳ぐ姿で表現しました。さわやかな色使いとコピーに、差別のない明るい未来への希望を込めています。

1948(昭和23)年12月10日、国際連合総会において『世界人権宣言』が採択され、12月10日は『人権デー』と定められました。

県では、11月11日~12月10日を『差別をなくす強調月間』として、県内各地で人権に関するさまざまな啓発*を行っています。

この機会に人権の大切さについて、あらためて考えましょう。

*詳細は、県人権センターのホームページをご覧ください。お問い合わせください。

『差別をなくす強調月間』中の県人権センターでの展示案内

人権に関する児童・生徒ポスター
優秀作品展

1年 伊賀市立上野南中学校
宇紀さん

(この作品は優秀作品の一つです)

人・命・ふれあい「人権フォトコンテスト」
入賞作品展

人権大賞
伊勢市 板谷 一行さん

開館時間
9時~17時
(期間中無休)

人権学習会

(定員30人・参加申込必要)

みんなで考えよう ~差別につながる身元調査をなくすために~
 日時●11月24日(金) 19時~20時30分
 場所●高茶屋市民センター 大ホール(津市)
 講師●原田 朋記さん((公財)反差別・人権研究所みえ)
 吉原 隆行さん((公財)反差別・人権研究所みえ)
 申込・問い合わせ先 県人権センター

人権講演会

(定員50人・参加申込不要)

差別につながる身元調査をなくすために
 日時●11月27日(月) 19時~20時30分
 場所●島ヶ原会館 ふれあいホール(伊賀市)
 講師●北口 末広さん(近畿大学教授)
 問い合わせ先 県人権センター

津地域 第7回 「ミニ人権大学講座」 ~子どもの人権~

(定員120人・参加申込必要)

保護者と子どもの心に寄り添う個別対応の実践
 日時●12月3日(日) 13時30分~15時30分
 場所●県人権センター
 講師●辻 由起子さん
 (大阪府認定子ども家庭サポーター)
 申込・問い合わせ先 津地域防災総合事務所 TEL:059-223-5300

「人権が尊重される三重をつくる条例」は 制定から20年を迎えました

「人権」は「環境」や「平和」とともに、21世紀のキーワードであり、人権の尊重は国際社会共通の課題です。

県では、平成2年に「人権県宣言」が全国に先駆けて県議会で決議されるとともに、平成9年には「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定され、今年で20年を迎えました。この条例は、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会を実現することを目的とし、県や県民等の責務を定めています。

- | | |
|--------|--|
| 県の責務 | 県行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点で取り組みます。 |
| 県民等の責務 | 自らの人権意識を高め、お互いの人権を尊重するとともに、他人の人権を侵害してはいけません。 |

人権が尊重される三重をつくる条例制定 20周年記念事業

県内各地をはじめ日本全国で「新ちゃんのお笑い人権高座」を開催している露の新治さんをお迎えし、ユーモアを交えてお話しいただきます。ぜひお気軽にお越しください!

日時 ●11月25日(土) 13時30分~16時(受付開始13時)
 場所 ●県人権センター(津市一身田大古曾693-1)
 内容 ●露の新治さんによるお笑い人権高座と落語
 ●露の新幸さんによる人権ライブ

定員
300人



参加申込方法について
 ●参加される方の名前と電話番号を、県人権センターまで電話・ファクス・電子メールのいずれかでお知らせください。
 ●ファクス・電子メールの場合は、件名を「20周年記念事業申込」としてください。
 ※お送りいただいた個人情報は、当事業以外には使用いたしません。
 ※詳細は県人権センターにお問い合わせください。
 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

平成28年に、障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別を解消するための法律が施行されました

平成28年4月1日施行の「障害者差別解消法」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや理由とする差別の解消を推進することを目的に制定されました。また、平成28年6月3日施行の「ヘイトスピーチ解消法」は、外国人に対する差別的言動の解消を目的に制定されました。

平成28年12月16日施行の「部落差別解消推進法」は、現在も部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って状況の変化が生じていることをふまえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、国や地方公共団体が差別解消に関する相談体制の充実や教育および啓発に取り組むことで、部落差別のない基本的人権が尊重される社会を実現することをめざしています。

私たち一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権が尊重される三重を一緒につくっていきましょう



・駐車場に限りがあるため、できる限り公共交通機関をご利用ください。
 ・JR紀勢本線一身田駅から約1km
 ・三重交通バス「人権センター口」バス停下車約300m

人権相談のご案内

この悩んでどこに相談したらいいのかな? 悩んでいる方お電話ください。

県人権センター
相談専用電話
059-233-5500

- ・相談員による面接相談・電話相談 月~金曜日(祝日は除く) 9時~17時
- ・弁護士による法律相談(予約制) 第3水曜日 13時~16時